

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、透明性の高い経営、株主・投資家の皆様をはじめ当社を取り巻くあらゆるステークホルダーに対し誠実であり続けること、公正な経営を維持することを基本とし、経営環境の変化にいち早く対応できるように情報の共有化を可能とする経営組織を常に念頭においております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率やその推移を踏まえ、導入の検討を行ってまいります。

【補充原則3 - 1 英語での情報の開示・提供】

現在、当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、英語での情報開示については行っておりませんが、海外株主の比率等を注視し、今後検討してまいります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役1名ではありますが、選任している社外取締役は弁護士として専門的知見を有し、多角的、中立的視点から、監督、提言を適切に行っており、独立社外取締役としての責務を十分果たしております。また、常勤を含む3名の監査役はすべて独立社外監査役であり、取締役の業務執行に対する監督を確実に行う体制を確保しております。

今後は経営環境の変化、さらなるコーポレートガバナンス体制の強化に向けた見直しにより、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性について分析・評価の概要開示】

当社では、取締役会の実効性を高めるために、必要に応じて社外取締役および社外監査役を中心にその運営と議論の状況について評価と意見が適宜提示され、都度改善に努めています。今後は、より客観性と実効性のある分析・評価方法ならびにその開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社が保有する株式は原則売買の対象とせず、円滑な取引関係の維持や継続的な関係強化等、政策的な目的により株式を保有することとしております。取引状況の変化によって同株式の買い増しや処分を行う場合は、関係部門で協議し取締役会に諮ることとしております。

同株式に係わる議決権の行使については、当社の保有方針に沿ったものかなど、総合的に勘案して行っております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程および取締役会付議基準において、取締役または取締役が実質的に支配する会社と取引を行う場合（競業取引、自己取引または利益相反取引、以下、総称して「関連当事者取引」という）には、取締役会の承認を得ることとしております。また、監査役監査基準においては、競業取引および利益相反取引につき、取締役の義務に違反する事実の有無を監査役が監視、検証することとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

経営理念、中期計画等を当社ホームページ、決算説明資料で開示しております。

経営理念・・・<http://www.prins.co.jp/company/philosophy.html>

中期計画・・・<http://www.prins.co.jp/ir/2016/ir20160715-3.html>

コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に記載しております。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

<http://www.prins.co.jp/ir/governance.html>

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、株主総会で決定した限度額の範囲内で、各取締役の責任と業績に対する貢献に応じて決定しております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役は固定報酬としております。

取締役候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で検討し、取締役会にて決定します。監査役については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決定しております。

社外取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を招集通知にて開示しております。

業務執行取締役の選任については会社法及び金融商品取引所が定める基準に準拠しておりますが、今後は選任基準等の公開等含め検討してまいります。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、権限規程をもとに、取締役会・社長・担当取締役・執行役員・部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁をしております。

取締役会は持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・権限規程で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき意思決定を行っております。

また、経営会議は業務執行取締役、執行役員、常勤監査役で構成され、権限規程に定められたもの以外にも、取締役会で決議された事項の執行及び課題への対応を協議しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役1名ではありますが、選任している社外取締役は弁護士として専門的知見を有し、多角的、中立的視点から監督、提言を適切に行っており独立社外取締役としての責務を十分果たしております。また、常勤を含む3名の監査役はすべて独立社外監査役であり、取締役の業務執行に対する監督を確実にする体制を確保しております。

今後は経営環境の変化、さらなるコーポレートガバナンス体制の強化に向けた見直しにより必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

社外取締役の選定にあたっては、当社の経営に率直かつ積極的に、建設的な貢献を期待できる人物を候補者としており、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて独立性を判断しております。なお、社外監査役の独立性も同様です。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性と取締役選任に関する方針・手続きの開示】

当社は現在取締役を12名以内としており、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役候補者については、社内内外を問わず、人格、知見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、マーケティング、経営戦略等各専門的分野の知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いただくことで、当社の企業価値の向上に繋げていこうと考えております。

【補充原則4 - 11 役員の兼任状況】

当社の社外取締役(1名)は他の上場会社2社の役員(社外取締役、社外監査役)を兼務しております。当社の社外監査役3名のうち1名は、上場企業1社の社外監査役を兼務しております。いずれも兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないしは監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等において、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】

当社では、取締役会の実効性を高めるために、必要に応じ社外取締役および社外監査役を中心にその運営と議論の状況について評価と意見が適宜提示され、都度改善に努めています。今後は、より客観性と実効性のある分析・評価方法ならびにその開示について検討してまいります。

【補充原則4 - 14 役員に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役、監査役向けに、コンプライアンス等の研修を行っております。また、取締役及び監査役が必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、適宜、研修等に参加できるようにしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主様からの対話(面談)の申込みに対しては、【原則5】にてご説明させていただきました(1)から(5)の手段により、前向きな対応を行っております。

また、当社は、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様へ、当社の経営理念や長期的な経営ビジョンを共有いただけるよう、法令等により義務づけられている情報に加え、会社の意思決定の透明性・公平性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、『中期経営計画』やガバナンスに係る情報等の非財務情報についての開示の拡充を図るとともに、情報の開示にあたっては、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様へ開示した内容を十分理解いただけるよう、具体的かつわかり易い表現に配慮した記述に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リッチモンド	1,760,000	34.00
上田満弘	812,200	15.69
上田トモ子	300,000	5.79
上田雄太	300,000	5.79
上田修平	300,000	5.79
株式会社光通信	266,200	5.14
尾瀨要児	44,700	0.86
石川宏	33,900	0.65
時田一弘	32,700	0.63
岩間正俊	30,000	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無

上田満弘

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神谷宗之介	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神谷宗之介	○	独立役員であります。	弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、客観的・中立的な立場から決議事項及び報告事項等に適宜適切な意見を積極的に発言し、当社の経営に対する監視機能を果たしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役の下に日常業務の適正性及び効率性を監査する内部監査室(1名)を設置しております。
 内部監査は、各年度に策定する内部監査年度計画に従い、各部門部署の業務監査、代表取締役への監査結果報告、業務改善の指導、確認等を代表取締役直轄で行っており、監査役会及び会計監査人との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川輝夫	他の会社の出身者													
肥沼晃	税理士													
有川弘	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川輝夫	○	独立役員であります。	金融機関、コンサルティング及び研修・人材育成事業の企業において、長年にわたる経験と幅広い知識及び見識を有し取締役会に出席する他、常勤監査役として必要に応じた社内重要会議に出席し、決議事項及び報告事項等に対し、適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。
肥沼晃	○	独立役員であります。	税理士としての専門的な知識と経験を有しており、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項等に適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。
有川弘	○	独立役員であります。	長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項等に対し、適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

必ずしも業績連動ではありませんが、定期的に見直しを行い業績等総合的に考慮のうえ報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認を受けた限度内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。
 なお、各取締役の報酬は、当社の業績や経営内容及びそれぞれの責任や実績等を考慮した上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外役員の選任により客観的な経営監視及び業務執行の立場から企業単独では持ち得ない専門的な知識や経験を共有する事が期待でき、企業の発展に寄与するものと考えております。
 社外取締役・監査役の独立性については、上場規則及び社会通念を判断の基準としながら、コストや実効性等を総合的に考慮して、一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう、適正な独立性を確保する事が重要であると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、透明性の高い経営、株主・投資家の皆様をはじめ当社を取り巻くあらゆるステークホルダーに対し誠実であり続けること、公正な経営を維持することを基本とし、経営環境の変化にいち早く対応できるように情報の共有化を可能とする経営組織を常に念頭においております。
 取締役会は、本報告書提出日現在、取締役7名で構成され、経営に関する基本的な事項や重要な業務執行を行うと共に、各取締役の業務執行の状況を監督しております。
 経営監督機能の強化を図るため、取締役7名のうち1名は社外取締役を採用し、円滑な業務執行及び各取締役の業務執行の監視を行っております。
 定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、経営の重要な意思決定を行うと共に、各取締役の業務執行の監督を行っております。
 当社は監査役制度を採用しており、本報告書提出日現在、監査役3名全員が社外監査役であります。
 また、当社は内部監査室を設置している他、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、ISO対策室を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のガバナンス体制を採用している理由としては、取締役会等の意思決定機関における社外役員、内部監査部門による牽制機能と業務執行機関における連携を強化することで、透明かつ一体的な組織作りを行えるようにするためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送により、日程調整をできやすくし、出席者を多く求めています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討事項と考えております

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算に係る説明会を開催し、代表取締役が概要説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページについては、今後更なる充実とあわせてディスクロージャーの推進もしてまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署と設置し、1.開かれたIR、2.分かりやすいIR、3.タイムリーなIR、4.社内一体となったIRを目指してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程にて、ステークホルダーに対して公正かつ誠実に対応する旨、定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、中古パソコンをはじめ中古モバイル端末等(ケータイ・スマートフォン・モバイルPC等)のリユース事業を展開しております。 このリユース事業を通じて、循環型社会の構築に貢献していきたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの適格な理解を得ることを目的に、企業活動における重要な会社情報の適時・適切な開示に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において、以下のとおり決議しております。

イ 基本方針で定めた体制及び事項

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守を基本精神とし、代表取締役が取締役に対し、継続的にその基本精神を伝えることにより、法令遵守があらゆる企業活動の前提となるよう周知徹底を図る。
- (2) 法令、定款及び社内規程の遵守を確保するためコンプライアンス委員会を設置し、その運営規程の制定を行い周知徹底を図る。
- (3) 取締役の職務執行の適応性並びに取締役会における意思決定の健全性及び透明性を高めるために社外取締役を置く。
- (4) 内部監査室は、各事業部門の業務の妥当性及び効率性を随時チェックするとともに、法令遵守状況についても監査を行う。
これらの監査結果は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程に従い、文書又は電磁的媒体（以下、文書等）に記録されることとする。
- (2) 文書等は、少なくとも法令及び文書管理規程に定める期間保存し、また、重要な文書等については永久保存するものとし、取締役及び監査役がいつでも文書等を閲覧することができる状態を維持する。
- (3) その他の体制として、ISO対策室の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による情報の総合管理を行う。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が発生した場合においては、「リスク管理規程」に基づき、速やかに、損害・損失等を抑制するための具体的施策を迅速に決定・実行する組織として、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めた全社的な対応を行う。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率化を確保する体制の基盤として、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて、随時臨時取締役会を開催することとし、重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行う。
- (2) 常勤取締役からなる経営会議を月1回以上開催することにより、取締役会付議事項を含む重要事項につき事前審議し、経営の意思決定の効率化を行う。
- (3) 効率的な業務執行を可能とするため、各担当役員の職務分掌及び権限を明確化するための規程の整備を行う。

e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制の実践的運用を可能とする体制を構築する。
- (2) 全取締役は担当部門の使用人に対しコンプライアンスの教育・啓発を行う。
- (3) コンプライアンス委員会、監査役及び指定弁護士を内部通報窓口とするとともに、役職員に対し、社内において法令、定款又は社内規程への違反行為が現に行われ、又は行われようとしていることを発見した場合には、直ちに窓口へ通報するよう指導していく。
当社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (4) 法令、定款又は社内規程に違反した者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含め、厳正な処分を行う。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、必要に応じて監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事については、取締役と監査役とが、協議の上決定することとする。
- (2) 補助使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとし、業務執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- (3) 補助すべき使用人の人事異動、人事評価は監査役の承認を得ることとする。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役、業務担当役員は、取締役会等の監査役の出席する会議において、積極的に担当業務の執行状況を報告するものとする。
- (2) 取締役及び各事業部門の責任者は、以下に定める事項が発見された場合、直ちに監査役へ報告するものとする。
 - ・会社信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・会社業績に大きく悪影響があるもの、又はその恐れのあるもの
 - ・社内外へ重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・社内規程への重大な違反事項
 - ・その他上記に準ずる事項
- (3) 監査役は、社内の重要な会議に出席することができる。
これを確保するために、監査役から要求のあった場合には、当該会議の開催案内を当該監査役に通知するものとする。
- (4) 役職員は、通報窓口その他を通じて、法令、定款又は社内規程に違反する重要な事項を知った場合には、直ちに当該事項を監査役に報告するものとする。
- (5) 監査役は上記以外の事項についても、必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (6) 監査役は報告された上記事項につき、その適法性、合理性を検証し、取締役及び使用人に対し勧告を行う。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数を社外監査役が占めることとし、対外的透明性を確保・維持する。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について随時意見を交換する。
- (3) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保持し、その職務を行う。
- (4) 監査役の職務の執行について生じる費用については、会社が負担する。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の準備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

イ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

ロ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ア コンプライアンスに対する取組みの状況

当社では、管理部門担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度は12回開催し、定時取締役会に報告を行っております。

当社の役員、執行役員及び従業員（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）のすべてが「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように周知しており、対象とする遵守事項、行動規範についての具体的な行動基準を定めております。

なお、コンプライアンス規程に違反する行為が行われ、若しくは行われるおそれがある場合に対応するため、「内部通報規程」に従い、内部通報窓口を社内と社外に設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。

また、内部監査につきましては、当社代表取締役承認された内部監査計画に基づいて、内部監査室が実施しております。

バ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

「取締役会規程」の定めに従い、毎月1回の定時取締役会を開催し、決議事項の審議、報告事項の審議等を行う他、その他重要事項に関しては、その都度臨時取締役会を開催し適時対応しております（当事業年度は18回開催他、書面決議2回）。

シ 損失の危険の管理に対する取組み状況

当社の主要な損失の危険について、内部統制委員会を通じて各部署から報告を受けると共に、想定リスクの洗い出し及びリスク評価を実施しております。

なお、情報セキュリティについては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による総合管理をISO対策室が実施しております。

ス 監査役の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、定期的開催し、必要あるとき随時開催しております（当事業年度は14回開催）。

また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画に基づき取締役会他、社内重要会議等に出席し、経営の監視を行うほか、業務執行状況の監査も行っております。

取締役の職務執行については、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に従い、経営執行に対する監督強化に努めております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制はリスク管理規程に基づき、全社的なリスクを総括的に管理する部門を内部統制委員会とし、内部監査室、コンプライアンス委員会及びISO対策室と連携し、リスク管理を行う体制を確立しております。

リスク評価（管理・対応）は内部統制委員会が行い、経営会議においてリスクの洗い出しと対応を協議しております。

事故発生時の対応は、現場責任者が事故発生後速やかに事故の内容を担当役員及び人事総務部長に報告することとなっております。

人事総務部長は関係部署と協議を行い、その後の処理を現場責任者に指示し、当該事故が特に重大な事故と判断されるものは、代表取締役に報告を行うこととなっております。

また、大地震、火災、水害その他当社に関わる重大な事件等の突発的なリスクが発生し、全社的な対応が必要である場合は、直ちに代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態臨時体制を確立しております。

ニ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を取締役神谷宗之介、監査役長谷川輝夫、監査役有川弘、監査役肥沼晃の4氏と締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額とする旨を定款に定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

